

ドライバー不足！安すぎる運賃！このままじゃあかん！

# 物流を守る法制度改革

## これから どう変わるん？

通称

### 物流改正法

「流通業務の総合化及び  
効率化の促進に関する法律」  
「貨物自動車運送事業法の  
一部を改正する法律」

(令和7年4月～)

- ・ 書面交付
- ・ 実運送体制管理簿作成
- ・ 物流の効率化

荷主と一緒に  
取り組んでや！

通称

### トラック適正化二法 (坂本新法)

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」  
「貨物自動車運送事業の適正化のための  
体制の整備等の推進に関する法律」

(令和8年4月～)

- ・ 多重下請け
- ・ 違法な白トラ利用
- ・ 書面交付及び実運送体制  
管理簿作成利用運送への拡大

あかん  
で

(令和10年春頃)

- ・ 適正原価の遵守  
始まるで～！
- ・ 事業許可の更新制  
もうちょっと先かな。

悪質な運送事業者や荷主とはお別れ！  
真面目な運送事業者が守られる時代が来るで

# 物流業界は今、大きな法制度改革の中にあります！ 現在施行されている、これから施行される法律、義務を把握し「事業許可の5年ごとの更新制」に備えましょう！

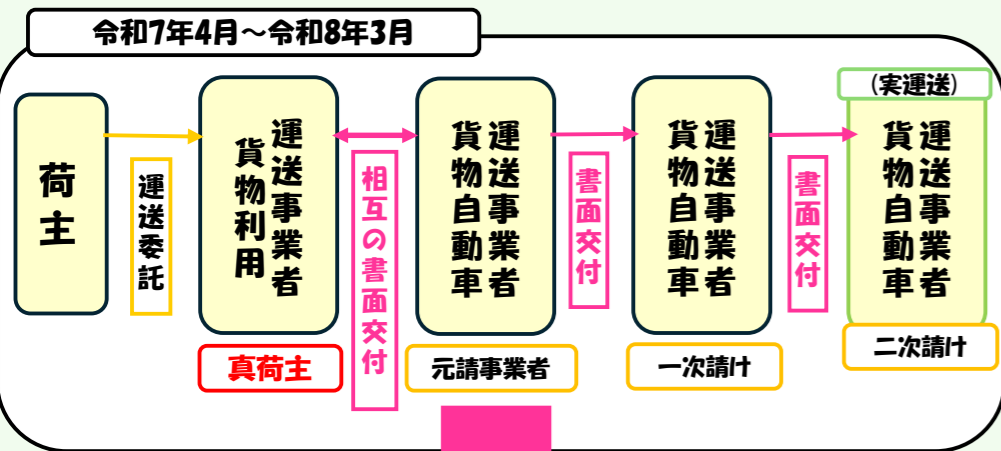
## 物流改正法とは？



### 貨物自動車運送事業法の一部改正 での規制的措置

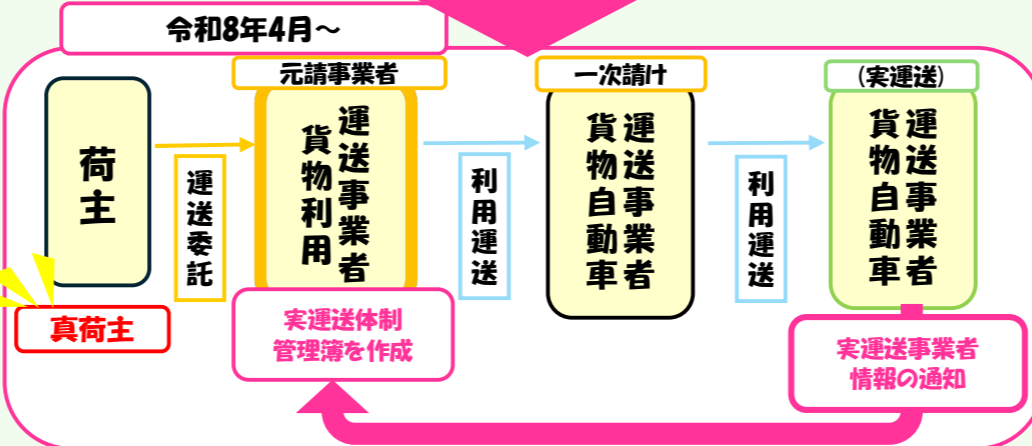
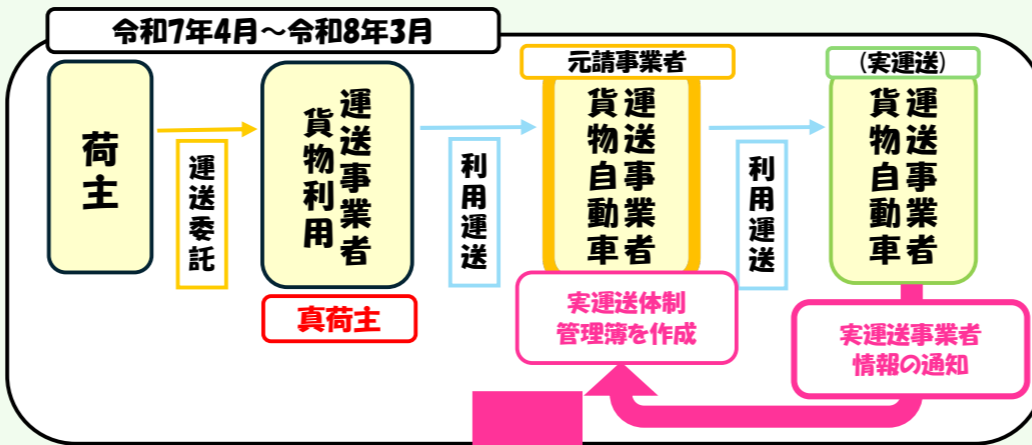
#### ① 運送契約時の書面交付の義務

★運送契約を結ぶ際には、運賃及び運送の内容や附帯業務に対する料金などの法定事項を、**書面やデータで確認しあう**ことが義務付けられています。契約内容をきちんと形に残しておきましょう（令和8年4月より「真荷主」の定義が変更）。



#### ② 実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務

★荷物がどの会社によって運ばれていて、何次請けとなっているかを分かりやすくするため、元請事業者は**実運送体制管理簿の作成**が義務付けられています。また、利用運送を行う事業者は委託先の事業者へ「**下請情報**」の通知を、実運送事業者は元請事業者へ「**実運送事業者情報**」の通知を行う義務があります（令和8年4月より元請の貨物利用運送事業者に対しても実運送体制管理簿の作成義務付け）。



#### ③ 健全化措置の実施(努力義務)、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任(義務・一定規模以上の運送事業者に限る)

★多重下請構造の是正にむけた取り組みのため、利用運送を行う際は委託先が運送に必要な費用の概算額を把握し、荷主が提示する運賃等の額が下回っている場合は、**交渉したい旨を申し出るなど適正化を図る**ことが努力義務となります。  
★前年度の利用運送量100万トン以上の事業者は、**運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任**が義務付けられ、国土交通大臣に届け出る義務があります。

### 令和8年4月施行 物流効率化法 での規制的措置

#### 中長期的な計画の作成、定期報告

(義務・一定規模以上の物流事業者)

#### 物流統括管理者の選任(義務・一定規模以上の荷主)

★保有車両台数150台以上の運送事業者は、特定貨物自動車運送事業者に指定  
・物流効率化実現のために、**中長期的な計画(計画書)**を毎年度提出することが義務付けられています(計画内容に変更がない場合は5年に1度提出)。  
・指定を受けた翌年度以降は、**定期報告**として毎年度実施状況を報告する義務があります。  
★取扱貨物の重量が9万トン以上の荷主は特定荷主として指定  
・**中長期的な計画の作成、定期報告**の義務に加え、**物流統括管理者の選任**が義務付けられます。  
★国からの勧告  
・一定規模以上の荷主・物流事業者等は、努力義務として課されている措置に関する状況が著しく不十分である場合、国から勧告されることがあります。勧告に従わなかったときはその旨が公表され、さらに正当な理由なく措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命令されることがあります。  
なお、命令に違反したときは100万円以下の罰金が科されます。

違法な「白トラ」の情報は  
トラック・物流GメンやGメン調査員に提供してや！



### トラック適正化二法の段階的施行 令和8年4月施行

#### ① 委託回数制限

★元請となるトラック運送事業者・貨物利用運送事業者は、**再委託の回数を2回以内に制限**するよう努力義務が課せられます。

#### ② 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

★「白トラ」に貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象となります(100万円以下の罰金)。

★「白トラ」への関与が疑われる荷主等は、トラック・物流Gメンによる是正指導の対象となります。

## トラック適正化二法(坂本新法)とは？



### 今後3年以内(令和10年春頃)に施行されること

#### ① 適正原価の遵守義務

★燃料費や人件費、減価償却費、輸送の安全確保のための経費等、事業運営の確保のための費用を的確に反映した「**適正原価**」を定め、告示します。運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が**適正原価**を下回らないようにしなければなりません。また、運送を委託する場合、利用運送に係る運賃・料金も同様となります。

★**適正原価の遵守義務**が施行されれば、標準的運賃は廃止されます。

#### ② 事業許可の更新制度の導入(5年ごとの更新)

★トラック運送事業の許可について、**5年ごとに更新**を受けなければ、効力を失います。

法令の規定(輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の收受等)が遵守されていないと**事業許可の更新**がされません。

★更新がどのように行われるのか(電子申請か? 書面申請は可能か? 更新手数料はいくらか?)など更新制度の詳細は未定です。

しかし、更新制度は3年以内に施行され、2年の経過措置を終えると更新制度の審査が開始します。今後安心して事業が続けられるよう、適正運賃の獲得を実現していただき、胸をはって許可更新できるよう努めていきましょう。

ピンクの文字は義務!  
取り組みな罰則があるで!  
青の文字は努力義務!  
罰則はないけど事業の  
適正化のために取り組んでいこな!



# Q & A



**Q. 今回の法制度改革で実運送事業者の俺は何をしたらいいんや？**

**A. 実際に改革によって対応が必要なのは荷主や元請事業者であるものが多いわん。でも、運送契約の書面交付や引き受けた貨物の運送を行ったときは、元請に情報の通知を行う等やらなあかんこともあるで。「知らんかった」は無しやで！**



**Q. 必要な対応をしてくれない荷主や利用運送事業者がおったらどうしたらいいんや？**

**A. トラック・物流Gメンやトラック協会のGメン調査員に情報提供してや！それと、いつ・どんなお願いをしたか、そしてどんな対応をされたかをきちんとメモやデータを忘れずに残しとってな。頼むで！**



トラック・物流Gメン 取引かけこみ寺



**Q. もっと詳しく「物流改正法」や「適正化二法」について理解したい！どこから詳細を知れる？**

**A. このQRコードを読み取るとそれぞれの詳しい情報が掲載してあるで。その他の質問は大ト協のお問合せフォームに聞いてな！**

物流改正法



適正化二法



お問合せ



書面化アプリ



会員限定  
書面交付  
アプリは  
←コチラ



**物流を止めへん！物流を守る！**